

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年2月14日

【会社名】 日本国土開発株式会社

【英訳名】 J D C C O R P O R A T I O N

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 朝 倉 健 夫

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂四丁目9番9号

【電話番号】 03(3403)3311(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 曾 根 一 郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂四丁目9番9号

【電話番号】 03(5410)5720

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 曾 根 一 郎

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 840,663,600円
(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 日本国土開発株式会社 横浜支店
(横浜市中央区花咲町二丁目65番地の6)
日本国土開発株式会社 名古屋支店
(名古屋市東区白壁一丁目45番地)
日本国土開発株式会社 大阪支店
(大阪市淀川区西中島五丁目5番15号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成31年1月29日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、その他の者に対する割当2,018,400株の募集の条件、その他この自己株式の処分に関し必要な事項を平成31年2月13日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第二部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」に追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
 - (1) 募集の方法
- 4 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額

第二部 企業情報

第6 提出会社の株式事務の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 野で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	2,018,400株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成31年1月29日開催の取締役会決議によっております。
2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 上記発行数は、平成31年1月29日開催の取締役会において決議された第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数であります。本募集は、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
4. 本募集とは別に、平成31年1月29日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分(以下「一般募集」という。)が行われる予定であります。
一般募集と同時に、当社株主である株式会社ユーシン及び増成公男が保有する当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。)が行われる予定であります。
また、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、2,018,400株を上限として、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主である株式会社三菱UFJ銀行(以下、「貸株人」という。)から借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)が追加的に行われる場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止される場合があります。
本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、平成31年1月29日開催の取締役会において決議された、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式2,018,400株の第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当」という。)であります。
また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、平成31年3月5日から平成31年3月19日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が減少する、または自己株式の処分そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	2,018,400株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成31年1月29日開催の取締役会決議によっております。
2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 上記発行数は、平成31年1月29日及び平成31年2月13日開催の取締役会において決議された第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数であります。本募集は、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
4. 本募集とは別に、平成31年1月29日及び平成31年2月13日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分(以下「一般募集」という。)が行われる予定であります。
一般募集と同時に、当社株主である株式会社ユーシン及び増成公男が保有する当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。)が行われる予定であります。
また、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、2,018,400株を上限として、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主である株式会社三菱UFJ銀行(以下、「貸株人」という。)から借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)が追加的に行われる場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止される場合があります。
本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、平成31年1月29日及び平成31年2月13日開催の取締役会において決議された、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式2,018,400株の第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当」という。)であります。
また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、平成31年3月5日から平成31年3月19日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が減少する、または自己株式の処分そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
募集株式のうち株主割当			
募集株式のうちその他の者に対する割当	2,018,400	857,820,000	
募集株式のうち一般募集			
発起人の引受株式			
計(総発行株式)	2,018,400	857,820,000	

(注) 1. 「1 新規発行株式」の(注)4.に記載のとおり、本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先として行う第三者割当による自己株式の処分であります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	
割当株数		2,018,400株	
払込金額		948,648,000円	
割当予定先の内容	所在地	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	
	代表者の役職氏名	取締役社長 荒木 三郎	
	資本の額	40,500百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 60% MMパートナーシップ 40%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当社の株式の数	
	取引関係	一般募集及び引受人の買取引受による売出しにおける主幹事会社	
	人的関係		
当該株券の保有に関する事項			

- 「1 新規発行株式」の(注)4.に記載のとおり、本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が減少する、または自己株式の処分そのものが全く行われない場合があります。
- 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 払込金額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、一般募集における引受価額と同一の価格の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(500円)を基礎として算出した見込額であります。

(訂正後)

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
募集株式のうち株主割当			
募集株式のうちその他の者に対する割当	2,018,400	840,663,600	
募集株式のうち一般募集			
発起人の引受株式			
計(総発行株式)	2,018,400	840,663,600	

(注) 1. 「1 新規発行株式」の(注)4.に記載のとおり、本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先として行う第三者割当による自己株式の処分であります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	
割当株数		2,018,400株	
払込金額		948,648,000円	
割当予定先の内容	所在地	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	
	代表者の役職氏名	取締役社長 荒木 三郎	
	資本の額	40,500百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	60%
		MMパートナーシップ	40%
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当社の株式の数	
	取引関係	一般募集及び引受人の買取引受による売出しにおける主幹事会社	
	人的関係		
当該株券の保有に関する事項			

2. 「1 新規発行株式」の(注)4.に記載のとおり、本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が減少する、または自己株式の処分そのものが全く行われない場合があります。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
4. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
5. 払込金額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、一般募集における引受価額と同一の価格の総額であり、一般募集における仮条件(490円～510円)の平均価格(500円)で算出した見込額であります。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
948,648,000	0	948,648,000

(注) 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、一般募集における引受価額と同一の価格の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(500円)を基礎として算出した見込額であります。なお、前記「1 新規発行株式」の(注)4.に記載のとおり、本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が減少する、又は自己株式の処分そのものが全く行われない場合、上記金額は、変更されることとなります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
948,648,000	0	948,648,000

(注) 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、一般募集における引受価額と同一の価格の総額であり、一般募集における仮条件(490円～510円)の平均価格(500円)で算出した見込額であります。なお、前記「1 新規発行株式」の(注)4.に記載のとおり、本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が減少する、又は自己株式の処分そのものが全く行われない場合、上記金額は、変更されることとなります。

第二部 【企業情報】

第6 【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	5月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)2
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)2
買取手数料	(注)3
公告掲載方法	電子公告にて行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.n-kokudo.co.jp/
株主に対する特典	なし

- (注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
2. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該事項はなくなる予定です。
3. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されず。

(訂正後)

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年5月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎年5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)2
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)2
買取手数料	(注)3
公告掲載方法	電子公告にて行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.n-kokudo.co.jp/
株主に対する特典	なし

- (注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
2. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該事項はなくなる予定です。
3. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。